

交野市同居・近居促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市補助金交付規則(昭和48年規則第5号)に定めるもののほか、同居・近居の促進に関する費用補助の交付について必要な事項を定めることにより、親世代との同居・近居について支援し、安心して子育てのできる環境を創出するとともに、若い世代の本市への移住・定住を促進し、まちの活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 同居・近居促進事業補助金をいう。
- (2) 三世帯世帯 子世帯及び親世帯をいう。
- (3) 子世帯 補助金交付の申請日(以下「申請日」という)において、同一世帯内で中学生以下の子ども(出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。)と同居している親子世帯をいう。
- (4) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (5) 親 子のいずれかの父母(養父母を含む。)で、住宅取得後に子世帯が同居若しくは近居する者又は、住宅改修工事後に子世帯が新たに同居する者をいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たす三世帯世帯とする。

- (1) 申請日において、親世帯が継続して5年以上市内に居住(現に居住し、かつ住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていることをいう。以下同じ。)していること。
- (2) 子世帯が、当該申請にかかる市内転居以前に市外に継続して1年以上居住していること。
- (3) 申請日において、子世帯が本市で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。
- (4) 申請日において、子世帯が次条に定める住宅の取得又は次条に定める住宅で第5条に定める親世帯との同居のための改修(リフォーム)を行っていること。
- (5) 三世帯世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 三世帯世帯の構成員の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (7) 本市へ転入するにあたり、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金の交付を受

ける者でないこと。

(補助対象となる住宅取得等)

第4条 補助金の交付対象となる住宅取得等は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 子世帯が居住するために、子又は親のいずれかが市内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしていること。
- (2) 平成28年4月1日以降の当初契約に基づく新築又は売買により取得した住宅又は改修工事であること。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者により木造住宅の耐震性について確認されているもの(リフォーム等により、耐震性について確認されることとなるものを含む)。

(補助対象となる改修)

第5条 補助金の交付対象となる改修は次に掲げるものとする。

- (1) 自ら居住するための部分の増築・改築等
 - (2) 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事
 - (3) 床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
 - (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
 - (5) 電気、ガス等の設備工事
 - (6) トイレ・風呂・キッチン等の水回り改修等の給排水工事
 - (7) その他市長が三世帯世帯での同居にあたり必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。
- (1) 敷地造成、門、塀その他外構工事
 - (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等
 - (3) 物置、車庫等の設置等
 - (4) 国、大阪府又は本市の住宅改修に係る他の補助を受けた工事の場合は、当該補助の対象となった工事
 - (5) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

(補助金の交付額)

第6条 交付額は、市内転居にかかる引越費用及び第4条又は前条にかかる費用の総額を基準とし、一律20万円とする。ただし、総額が20万円未満の場合は、その額を上限額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交野市同居・近居促進事業補助金申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、市長が適当と認める書類等の添付を省略することができる。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 交野市同居・近居促進事業補助金調査書
- (3) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (4) 子世帯全員が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
- (5) 子世帯全員の本市における住民票の写し等
- (6) 親世帯が市内に5年以上居住していたことを証明できる住民票の写し等
- (7) 建物登記簿の全部事項証明書の写し等
- (8) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し等
- (9) 建築基準法が定める検査済証の写し等
- (10) 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類
- (11) 対象工事を行った部分の工事写真
- (12) 領収書又は新築等に要した費用が分かる書類
- (13) 中学生以下の子どもが出産予定の子どものみの場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (14) その他市長が必要と認める書類等

2 前項の規定による交付申請を行うことのできる期間は、市長が別に定める。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交野市同居・近居促進事業補助金交付決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、当該決定を受けた後に、第7条第1項の規定による申請内容を変更又は取り下げようとするときは、交野市同居・近居促進事業補助金変更等申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、結果を交野市同居・近居促進事業補助金変更等承認・不承認通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 補助対象者は、第 8 条の交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に交野市同居・近居促進事業補助金交付請求書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出を受けた日から 30 日以内に、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき

(2) 前条第 1 項の請求を行わないとき

(3) この要綱及び関係法令に違反したとき

(4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の取消しをした時は、交野市同居・近居促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第 7 号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第 13 条 市長は、補助事業の適正な執行を期するために必要と認めるときは、補助対象者に対して調査することができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は所管部長が定める。

附 則 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 7 月 12 日から適用する。

附 則 この要綱は、令和元年 8 月 14 日から適用する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。